

総 第 3 6 3 号
人 第 5 6 5 号
令和4年1月26日

各部長・課（かい）長 様

松江市新型コロナウイルス感染症対策本部長
上 定 昭 仁
（総務課・人事課）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る会議の開催並びに出張等に関する方針について（通知）

令和4年1月25日に、国が島根県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されました。これを受け、会議の開催並びに出張等に関する方針について、下記のとおり、改めて通知しますので、所属職員への説明を行い、感染拡大防止に向け万全を期していただくようお願いします。

記

【会議等の開催について】

1 会議の開催基準について

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催の会議の開催基準について（令和4年1月26日）」を参照のうえ、会議開催要否の判断並びに会議開催時の感染防止対策を講じること。

※ 本基準は令和2年5月28日に作成した基準を改定したもの（一部文言の明確化等を行った）

※ 「会議等の開催基準（Q&A）Ver.3（20220126）」を参考にすること（令和2年10月1日に改定したQ&Aを、最新の情報を踏まえ再修正した）

【出張及び県外からの関係者の招聘等】

1 県外へ出張する場合について

県外への出張は極力控えること。ただし、感染状況や移動先の都道府県の要請を確認したうえで、出張の必要性が十分であると所属長が判断し、出張命令を受けた職員は、以下（1）のとおり自身の行動履歴管理を徹底すること。なお、所属長は2週間程度、当該職員の健康状態を把握すること。

（1）移動先での行動履歴の管理

月日、時刻、場所、行動歴、状況、接触者などを記録し、2週間程度保管する。

2 県外からの関係者の招聘による会議等について

県外から関係者を招聘した会議、懇談、協議、研修会等については、必要性を検討し、原則リモートでの対応とするか、日程の延期、中止を検討すること。やむを得ず対面形式で実施する場合は、マスク着用、換気など十分な感染予防対策を行うこと。

新型コロナウイルス感染症に係る 市主催の会議の開催基準について

令和2年5月28日作成
(最終改定：令和4年1月26日)

市が主催する会議（委員会・審議会・関係課会議・職員研修など庁内・庁外から広く出席を求める会議等）の開催については、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、当面の間、以下の統一基準で開催を判断するものとする。

なお、今後の動向等により、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

会議等の開催基準

基本的に、以下の感染防止対策をすべて整えることができる場合に、対面での会議等を開催できるものとする。

(1) 会議開催にあたっての検討・判断事項

①開催の考え方

- 会議開催の必要性（議論の必要性等）を再検討すること。
- 会議の時間は長い場合でも1時間以内とすること。
- 出席者は必要最低限の人数とすること。
- Web会議の活用を検討すること。
- 会議開催前に資料送付及び意見聴取の実施を検討すること。

②開催会場等の条件

- 会場（待合場所等を含む）の3密（密閉・密集・密接）を回避すること。
- 出席人数を会場の収容定員の半分以下とすること。
- 座席等の間隔を目安として2m（最低でも1m）確保すること（会議の場合は長机1台当たり1人）。
- 会話の際は真正面を避け、近接距離や大声での会話等がなされないこと。
- 県外からの出席者は基本的にWeb会議形式での参加とすること。

(2) 開催決定後（会議案内時）の注意事項

- 体調が悪い方は出席を控えること。
- 会議当日はマスク着用を必須とすること。

(3) 会議当日の注意事項

- 会場入口に手指消毒液を設置すること（職員以外の参加者用、職員は手洗い）。
- 参加者の体調を確認すること（必要に応じて体温測定、聞き取り等）。
- 会場入口に（必要に応じて）感染予防に関する注意事項等を掲示すること。
- 出席者名簿を作成し、連絡先等を把握すること。
- 会議の前後や休憩時間の交流（名刺交換等）を控えるよう呼びかけること。
- 会場の換気をこまめに行うこと（30分に1回以上、5分程度を目安）。
- 出席者が触れた場所を次亜塩素酸ナトリウム等で定期的に拭き取ること。
- 以上の注意事項を（必要に応じて）会議の前後で出席者へ説明すること。